

## 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会 役員等の報酬等に関する規程

### (総則)

第1条 公益社団法人日本ナショナル・トラスト協会の定款第20、43、44条の規定による役員等の報酬等に関して必要な事項を定める。

### (給与)

第2条 協会の理事、監事、名誉会長及び顧問に対し、常勤・非常勤を問わず給与及び退職金の支給は行わない。

### (費用)

第3条 旅費、交通費等の実費は支払うことができる。

### 付則

この規程は、協会が公益社団法人として登記をした日から適用する。

(令和2年3月6日 改訂)